

投資事業有限責任組合会計規則（案）のポイント

1. 会計規則案の概要

- 我が国の投資事業有限責任組合が保有する金融商品に対する公正価値評価を促進するため、時価の定義を明確化する新たな会計規則を発出し、現行の会計規則（10・08・07 企庁第2号「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則について（公示）」）を廃止する。
- 令和6年4月1日以後に開始する事業年度から適用予定。
- 主な変更の内容は以下のとおり。
 - 用語を変更
例：中小企業等投資事業有限責任組合 ⇒ 投資事業有限責任組合
 - 金融商品の時価の定義を明確化（第7条第2項）

第七条 投資は、株式、債券その他の資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2 投資は、時価を付さなければならない。ただし、時価が取得価額を上回る場合には、取得価額によることも妨げない。

3 前項の時価の評価方法は、組合契約に定めるところによる。

⇒

第七条 投資は、株式、債券その他の資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2 投資は、原則として、時価（金融商品（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。）にあっては、計算を行う日において、市場参加者（財務諸表等規則第八条第六十四項に規定する市場参加者をいう。）間で秩序ある取引が行われるとした場合におけるその取引において、組合が受け取ると見込まれる対価の額又は取引の相手方に交付すると見込まれる対価の額）を付すこととする。

3 前項の時価の評価方法は、組合契約に定めるところによる。

2. その他

- 上記に伴い、「投資事業有限責任組合契約（例）及びその解説（平成30年3月版）」別紙3「投資資産時価評価準則」の例1の掲載を取りやめ、例2のみの掲載とする。